

薬事審議会の公開について

令和6年4月1日 薬事審議会確認

1. 審議会の活動状況の公開について

審議会及び各部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2. 会議の公開について

審議会及び各部会は原則として公開する。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障をおよぼすおそれがある場合、又は個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

3. 議事録等の公開について

- (1) 審議会及び各部会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除き、公開する。
- (2) 非公開で開催された審議会及びその部会の議事録の公開に際しては、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障をおよぼすおそれがある場合には、発言者氏名を除いた議事録を公開するものとする。

4. 諮問、答申・意見等及び提出資料の公開について

- (1) 審議会の諮問、答申・意見等については、公開する。ただし、副作用・感染等被害救済給付に関する判定に係るものについては、非公開とする。
- (2) 審議会及び各部会の資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

5. その他

- (1) 各調査会の審議については、1、2、3(1)及び4(2)の規定を準用する。この場合において、3(1)中「議事録」とあるのは、「調査審議結果をとりまとめたもの」と読み替えるものとする。
- (2) その他審議会の公開に関し必要な事項については、会長又は各部会長が定めるものとする。